

措置内容の整理・統合（案）

		頭頸部外傷症候群等	脳の器質性障害
対象傷病		①頭頸部外傷症候群 ②頸肩腕症候群 ③腰痛 ※せき髄型の減圧症は「せき髄損傷」に含める。	脳の器質性障害により後遺症を残す者 (炭鉱災害によるものを除く。)
対象者		①障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受ける者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの	
期間		原則症状固定後〇年間	原則症状固定後〇年間
診察		○診 察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○診 察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施
検査		○次の検査を1年に1回程度実施 エックス線検査	○次の検査を1年に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査も含む。） ④前庭平衡機能検査 ⑤脳波検査 ⑥心理検査 ⑦頭部のエックス線検査 ⑧CT、MRI（医学的に特に必要と認められた場合に限る。） ○以上のほか、脳の器質性障害による四肢麻痺等が出現した場合には、次の検査を年に1回程度実施 ①腎機能検査 ②膀胱機能検査
保健のための処置	処置		脳の器質性障害による四肢麻痺等が出現した場合には、次の処置を必要に応じて実施する。 ①褥瘡処置 ②尿路処置
	薬剤	○次の薬剤を診察の都度必要に応じて支給 鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。）	○次の薬剤を診察の都度必要に応じて支給 ①神経系機能賦活剤 ②向精神薬 ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。） ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗てんかん剤 ⑧循環改善剤 ○以上のほか、脳の器質性障害による四肢麻痺等が出現した場合には、次の薬剤を支給 ⑨褥瘡処置外用剤 ⑩尿路処置外用剤 ⑪抗菌剤 ⑫整腸剤 ⑬下剤 ⑭浣腸剤